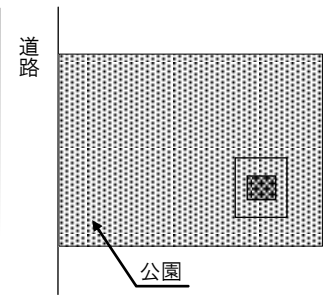
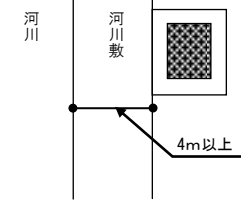
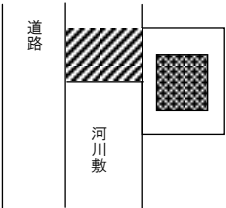
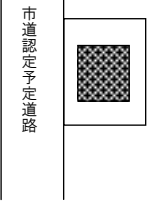
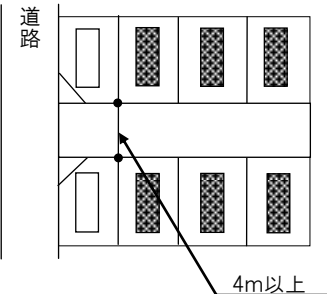
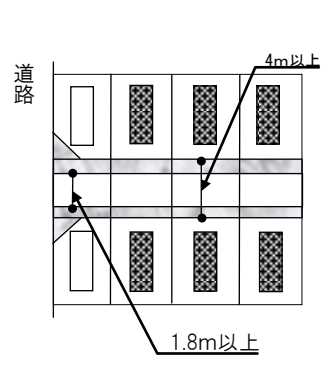
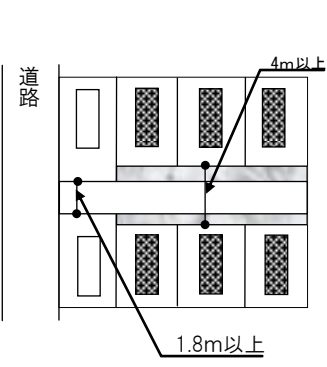


# 建築基準法第43条第2項第2号許可 取り扱い基準一覧

※建築基準法第43条第2項第1号及び関係規定に適合する場合は、認定となります。

建築基準法施行規則 第10条の3第4項 (省令基準)	適用対象			適用要件			一括 同意 基準
	適用対象の分類	適用対象イメージ例	適用対象	空地に係る要件	敷地の周囲の状況	建築物の用途・規模・構造	
(1号) その敷地の周囲に公園、 緑地、広場等広い空 地を有すること。	敷地の周囲に公園等 広い空を有する場合		次に掲げる敷地における建築物 公園、緑地、広場等広い空地(公共 用空地)内にある敷地	通行、給排水等につ いて施設管理者との 協議が整っているこ と。	敷地から公園内通路等を経 由して法上の道路に通じて おり、実質的に避難及び通 行の安全上支障がないこ と。	公園、緑地、広場等の利用 目的に適合する建築物で あること。	キ
(2号) その敷地が農道その他 これに類する公共の用 に供する道(幅員4メー トル以上のものに限 る。)に2メートル以上 接すること。	敷地が農道等(河川敷) の公共の用に供する道 に接する場合		一般の通行の用に供されてい る公共性のある幅員4メー トル以上の次に掲げる道(公共 用通路)に2メートル以上接 している敷地における建 築物 (1)土地改良事業、農道整備 事業による農道 (2)河川又は海岸の管理用の 道 (3)港湾施設である道 (4)国又は地方公共団体の 管理する道	通行、給排水等につ いて管理者との協議 が整っていること。	(1)敷地から公共用通路を 經由して法上の道路に通 じており、実質的に避難 及び通行の安全上支障が ないこと。 (2)通行の用に供しており、 その境界が側溝等で明確 なこと。	その敷地が接する公共用 通路を「道路」と読み替 えて、建築基準関係規程 に適合するものであるこ と。	ア
(3号) その敷地が、その建 築物の用途、規模、位 置及び構造に応じ、 避難及び通行の安全 等の目的を達するた めに十分な幅員を有 する通路であって、 道路に通ずるものに 有効に接すること。	その敷地と道路の間 に河川等が存在する 場合		その敷地と道路の間に存在 する次に掲げる空地に2 メートル以上接している 敷地における建築物 (1)河川 (2)道路事業等の拡幅 予定地	将来にわたって安定 的に利用できること について、工作物の 設置許可又は施工承 認等を得ている等、 管理者との協議が整 っていること。	敷地からその部分を 經由して法上の道路と 有効に接続され、実 質上、避難及び通行 の安全上支障がない こと。		イ
	市道認定予定道路に 接する場合で当該市 道の認定について議 会の承認を得るまで の間の取り扱い		市道認定予定道路に2 メートル以上接してい る敷地における建 築物	市道認定の予定が明 らかなもの	確認申請の受付又は 堺市經由時までに申 請地前面の形態整備 がなされていること。 (側溝又は縁石)	その敷地が接する市道 認定予定道路を「道 路」と読み替えて、 建築基準関係規程に 適合するものであるこ と。	ウ

建築基準法施行規則 第10条の3第4項 (省令基準)	適用対象			適用要件			一括 同意 基準
	適用対象の分類	適用対象イメージ例	適用対象	空地に係る要件	敷地の周囲の状況	建築物の用途・規模・構造	
(3号) その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接すること。	敷地が幅員4メートル以上の私有地通路(道路状空地)に接する場合		現況幅員4メートル以上の次に掲げる通路(道路状空地)に2メートル以上接している敷地における建築物 (1)私有地である通路に建築物が建ち並んでおり、20年以上経過しているもの (2)私有地と公的管理下にある里道、暗渠水路等で構成された通路に建築物が建ち並んでおり、20年以上経過しているもの	道路状空地について「協定書」を締結していること。	(1)敷地から道路状空地を経由して法上の道路に通じており、実質的に避難及び通行の安全上支障がないこと。 (2)確認申請の受付又は堺市経由時まで申請地前面の形態整備がなされていること。(側溝又は縁石)	(1)許可にかかる建築物は、既存と同用途、同規模の建替えであること。 (2)その敷地が接する道路状空地を「道路」と読み替えて、建築基準関係規程に適合するものであること。	エ
	敷地が幅員4メートル未満の私有地通路(道路状空地)に接する場合で「角敷地」部分を含め幅員4メートル以上に拡幅されることが確実に見込まれる場合		幅員1.8メートル以上4メートル未満の次に掲げる通路(道路状空地)で「角敷地」部分を含め、幅員4メートル以上の道路状空地に拡幅されることが確実に見込まれるものに2メートル以上接している敷地における建築物 (1)私有地である通路に建築物が建ち並んでおり、20年以上経過しているもの (2)私有地と公的管理下にある里道、暗渠水路等で構成された通路に建築物が建ち並んでおり20年以上経過しているもの	道路状空地について「協定書」を締結していること。	(1)敷地から道路状空地を経由して法上の道路に通じており、実質的に避難及び通行の安全上支障がないこと。 (2)袋路状通路の場合、延長は35メートル以下であること。 (3)確認申請の受付又は堺市経由時まで申請地前面の後退整備がなされていること。(側溝又は縁石)	(1)許可にかかる建築物は、既存と同用途、同規模の建替えであること。 (2)その敷地が接する道路状空地を「道路」と読み替えて、建築基準関係規程に適合するものであること。	オ
	敷地が幅員4メートル未満の私有地通路(道路状空地)に接する場合で「角敷地」部分を除いて幅員4メートル以上に拡幅されることが確実に見込まれる場合		幅員1.8メートル以上4メートル未満の次に掲げる通路(道路状空地)で「角敷地」部分を除いて、幅員4メートル以上の道路状空地に拡幅されることが確実に見込まれるものに2メートル以上接している敷地における建築物 (1)私有地である通路に建築物が建ち並んでおり20年以上経過しているもの (2)私有地と公的管理下にある里道、暗渠水路等で構成された通路に建築物が建ち並んでおり20年以上経過しているもの	道路状空地について「協定書」を締結していること。	(1)敷地から道路状空地を経由して法上の道路に通じており、実質的に避難及び通行の安全上支障がないこと。 (2)袋路上通路の場合、延長は35メートル以下であること。 (3)確認申請の受付又は堺市経由時まで申請地前面の後退整備がなされていること。(側溝又は縁石)	(1)許可にかかる建築物は、既存の用途の建替えで地階を除く階数が2以下(耐火建築物、準耐火建築物又は防火上有効な措置がなされている建築物である場合は地階を除く階数を3以下とすることができる。)であること。 (2)その敷地が接する道路状空地を「道路」と読み替えて、建築基準関係規程に適合するものであること。	カ